

## 2 生徒心得

鶴丸生としての誇りと責任を自覚しつつ、学問に対する真摯な態度を養うとともに、親愛と協調の精神を培い、感性豊かな人間形成をめざす。常に良識ある行動を心がけ、より良き校風の確立に努める。また、社会生活においては積極的に公徳の実践に努め、他の模範となるように心がける。

### I 校内生活

- 1 登校時刻は午前7時55分とし、余裕をもって始業に備える。
- 2 下校時刻は午後5時30分とし、居残りの場合は関係の先生の許可を得る。
- 3 校内においては常に静粛にする。
- 4 先生・来校者に対してはもちろん、生徒間でもつとめて挨拶をするように心がける。
- 5 昼食は教室・校内食堂又は所定の場所でとる。
- 6 教科書・参考書以外の学習にふさわしくない書籍・雑誌・物品等は所持しない。また、貴重品はできるだけ持参しない。
- 7 校舎・校具は常に大切に使用し、万一破損した場合は必ず学級担任に届け出る。
- 8 校外に出る必要のある場合は、学級担任から外出の許可を受ける。
- 9 自転車通学をする者は、所定の手続きを経て、許可番号票の交付を受け、所定の位置に付ける。なお、自転車は自転車置場に各自が整然と並べる。
- 10 単車(原付自転車)通学及びその免許取得の受験は、

原則として認めない。

- 11 金銭の徴収、物品の販売などをするとときは、関係の先生を通じて校長の許可を受ける。
- 12 新聞・雑誌・会報等の刊行・配布には、責任者を明らかにして趣旨・内容について校長の許可を受ける。
- 13 研究会・クラス会・親睦会・その他の集会は、責任者を立て前日までに所定の様式で届け出て、学級担任又は顧問の先生を通じて校長の許可を受ける。
- 14 校内放送は、生徒会・部に関するものに限る。係の先生に放送原稿を提出して許可を受ける。
- 15 生徒会などの掲示物は、必ず掲示規定に従う。
- 16 校内においては、指定の校内履きを使用する。
- 17 紛失・盗難の際は、ただちに学級担任・職員週番に連絡する。
- 18 考査中不正な行為をしてはならない。

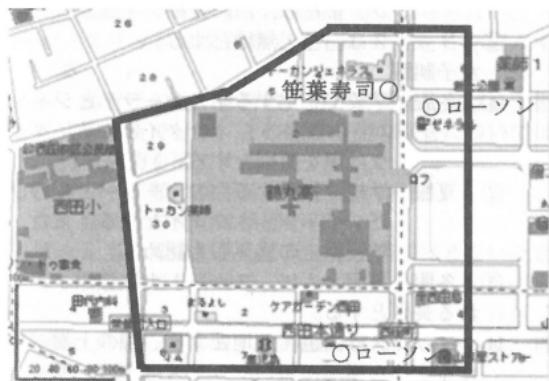
### II 校外生活

- 1 外出の際は規定の服装で、生徒手帳（身分証明書）を携帯する。ただし、自宅周辺の外出・保護者同伴の外出等の場合は規定外の服装を認める。この場合は高校生らしい端正な服装にする。
- 2 保護者同伴の場合を除き、夜間の外出及び外泊をしない。
- 3 登下校の際は、通学マナーに気を配り、安全の確保に十分気をつける。特に、自転車通学生は、常々安全点検を行い、余裕をもって通学する。
- 4 インターネットカフェ・ゲームセンター・パチンコ・ビリヤード等、高校生として望ましくない娯楽施設には立ち入らない。

- 5 携帯電話やインターネットの利用については、マナー・モラルを遵守し、いじめにつながる他人への誹謗中傷がないようにするとともに、さまざまな事件の背景ともなっている出会い系サイト等の有害なサイトには、絶対にアクセスしない。また、選挙運動については、公職選挙法等の法令を遵守する。
- 6 映画は学校の推薦・認定するものを昼間に限って観覧する。
- 7 宿泊を要する旅行は学級担任に届け出る。
- 8 宿泊を要するキャンプ・サイクリング・登山等は、所定の手続き（計画書、保護者承諾書等）により、学級担任に届け出る。
- 9 校外の各種集会・諸行事に参加したり、校外の各種試合に保護者の責任のもと出場したりする場合、学級担任に届け出る。
- 10 アルバイトは原則として許可しない。やむを得ずアルバイトを必要とする者は必ず校長の許可を受ける。

## 登下校時の学校周辺での車の乗り降りについて

通学は徒歩・自転車・公共交通機関を使うこととする。やむを得ない事情があって、自家用車等で送迎してもらう場合でも学校周辺から100m以上離れた、交通に支障をきたさない所で乗降する。



\* 特に枠内の場所は規制が多く、西田小の通学路でもある。小学生の通学に支障が出る可能性もあり、また、後続車両に迷惑をかけたりすることにもなるので乗降禁止

\* 正門やバス停付近での駐停車も禁止

### III 服装及び容儀

服装及び容儀は常に質素、端正、清潔に保つ。

#### 1 制 服

##### (1) 男子制服

- ① 冬服…学校で指定する黒の詰えり。
- ② 夏服…学校で指定するズボンと白の半袖シャツ。または、白の長袖シャツ。
- ③ ソックスは白色・無地とする。

##### (2) 女子制服

- ① 冬服…学校で指定する紺のセーラーとジャンパースカート、ネクタイとする。タイツは黒を原則とする。
- ② 夏服…学校で指定する白のセーラーと紺のひだスカート、ネクタイとする。また、学校指定の盛夏服も認める。
- ③ 冬服・夏服ともに、スカート丈は膝頭がかかる長さとする。
- ④ ソックスは白色・無地とする。踝の上端が見えるような極端に短いソックスは不可とする。

#### 2 通学靴

靴は通学に適した型の黒の革靴（女子はローファータイプ）、または紐で結ぶタイプの白色基調の運動靴とする。運動靴の紐は白色とする。

#### 3 頭 髪

髪は高校生らしく、清潔に保ち、極端に長くしない。特に男子の場合は髪が襟にかかるないとともに耳を隠さない。また前髪が目にかかるないようにする。女子は髪が肩の線を超す場合は黒・紺・茶のゴ

ムで括る。

#### そ の 他

- (1) かばんは学生かばん型のものを使用する。補助バッグは華美でないものとする。
- (2) 男子はジャンパー、コート類を着用してはいけない。ただし、女子のコート類は学校で指定されたものに限り認める。
- (3) 制服、かばんなどに装飾をしてはならない。
- (4) スリッパは学校指定のもので、氏名を記入する。
- (5) 体育その他の学習のために必要な更衣は必ず指定の場所で行う。その際貴重品の保管については貴重品袋を活用する。
- (6) パッジ類は必ず所定の位置につける。
- (7) 膝掛けの使用は原則不可。
- (8) 正当な理由があって所定の服装ができないときは異装許可を受ける。

（附則）生徒心得に関する詳細の規定については、別途提示する。

## 冬服の着用に関する注意

- ・マフラー、ネックウォーマーの着用を可とする。色は黒、紺、茶、グレー、ベージュを基調とし、制服にそぐわないもの（華美なもの、厚手のもの）は着用しない。
- ・自転車通学生のみ、通学時に限りウインドブレーカー（華美でないもの・部活のものも可）を認める。
- ・セーター等を着ている際、学生服を脱いで行動することは不可とする。
- ・防寒対策をする場合は、制服の下に見えないように着込むこと。襟元や袖口から、セーター、カーディガン等がはみ出さないようにすること。
- ・手袋（華美でないもの）の着用は認める。
- ・上記の着用は、冬服着用時のみ認める。
- ・ウインドブレーカー、コート、マフラー、手袋等は脱靴場で着脱すること。
- ・耳当ては不可

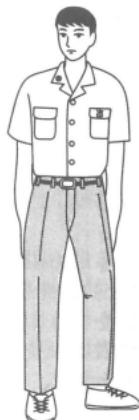
バッジの位置  
(夏服)



冬服 バッジの位置  
(冬服)



夏服 (長袖・半袖)



冬服



ズボンのすそ  
幅は22cmを標  
準とする。



バッジ・えり章の位置

